

## “排水基準の改正（大腸菌数）について”

環境基本法に基づく水質汚濁に係わる環境基準の内、生活環境保全に関する環境基準項目である「大腸菌群数」について、よりの確に糞便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直されました。

この見直しを踏まえ、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく「排水基準を定める省令」が改正され、排水基準の規制項目と同項目に係わる許容限度が以下のとおり改められます。

### ■ 改正日

2025年4月1日（経過措置はありません。）

### ■ 改正内容

	改正後	改正前
排水基準	<b>大腸菌数</b>	大腸菌群数
	<b>日間平均800CFU/mL</b>	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>

※CFU：コロニー形成単位

詳細は環境省のホームページをご覧ください。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(外部リンク)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02672.html](https://www.env.go.jp/press/press_02672.html)

環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部改正について(外部リンク)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02894.html](https://www.env.go.jp/press/press_02894.html)